

社会福祉法人養徳園役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人養徳園の役員及び第三者委員に支給する報酬及び費用弁償に関して必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 報酬を支給する役員及び報酬の額は、次のとおりとする。

理事長 年額 600,000円

(費用弁償)

第3条 役員等が次の会合に出席したときは、費用弁償として日額3,000円を支給する。但し、理事長及び法人の職員である役員については支給しない。

なお、市外在住の役員等には、別途交通費を支給する。

- (ア) 理事会及び評議員会
- (イ) 監査
- (ウ) 第三者委員会
- (エ) 評議員選任・解任委員会

2 前項のほか、役員等として研修、その他の会合に出席したときは、前項に掲げる額を支給し、併せて交通費を実費弁償する。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、役員等に支給する報酬及び費用弁償に関して必要な事項は理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。